

学校法人廣池学園ハラスメント防止委員会細則

平成 12 年 4 月 1 日制定
令和 4 年 4 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この細則は、学校法人廣池学園委員会規程第 2 条及び学校法人廣池学園ハラスメントの防止等に関する規程第 8 条に定めるハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)について定める。

(任務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) ハラスメント防止の周知・研修に関する事項
 - (2) ハラスメントへの対応に関する理事長への答申に関する事項
 - (3) その他ハラスメントに関する事項
- 2 前項の他、障がいや理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)による紛争の防止や解決に関する事項を所掌する。
- 3 前 2 項の任務遂行に関しては、委員会は関係者のプライバシーを尊重しなければならない。

(調査委員会)

- 第 2 条の 2 委員会は、前条の任務遂行において必要と認めるときは、調査委員会を設置することができる。
- 2 調査委員会は、ハラスメント事案の関係者と面会して事実を聴取し、委員会に報告することを目的とする。
 - 3 調査委員会は、委員会の委員から委員長が指名した者若干名で構成する。
 - 4 調査委員会は、関係者のプライバシーを尊重しなければならない。

(事務の所管)

第 3 条 この細則に関する事務は、総務部人事課及び大学事務局大学総務課が所管する。

(細則の改廃)

第 4 条 この細則の改廃は、担当常務理事がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

- 8 この細則は、令和3年4月1日から改定施行する。
- 9 この細則は、令和4年4月1日から改定施行する。